

給水装置工事の指定給水装置工事業者の指定の失効

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3第2項の規定により、次の指定給水装置工事業者の指定が失効したため、千葉県企業局指定給水装置工事業者規程第4条第3号の規定により公示する。

公示日:令和8年4月21日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		失効年月日
				名称	所在地	
第2204号	ウイズアプリ株式会社	東京都清瀬市松山一丁目13番3-106号	大迫 純子	ウイズアプリ株式会社	東京都杉並区荻窪五丁目30番12-809号	令和8年 3月16日
第2205号	新川工業	千葉県千葉市中央区赤井町734番地6	新川 広幸	新川工業	千葉県千葉市中央区赤井町734番地6	令和8年 3月16日